

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月27日
【会社名】	株式会社ハーツユナイテッドグループ
【英訳名】	Hearts United Group Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 宮澤 栄一
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	株式会社デジタルハーツ 取締役 財務経理本部長 兼 人事総務本部管掌 風間 啓哉
【最寄りの連絡場所】	株式会社デジタルハーツ 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
【電話番号】	03(3379)2053(代表)
【事務連絡者氏名】	株式会社デジタルハーツ 取締役 財務経理本部長 兼 人事総務本部管掌 風間 啓哉
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	2,844,131,153円(注)
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

(注) 本訂正届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社デジタルハーツの平成25年3月31日現在における株主資本の額(簿価)を記載しております。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年6月27日開催の株式会社デジタルハーツの定時株主総会において、株式移転計画が承認されたこと、株式会社デジタルハーツが平成25年6月27日付けで関東財務局長に有価証券報告書を提出したこと、及び株式移転完全親会社の本店所在地が確定したことに伴い、平成25年6月10日付けで提出いたしました有価証券届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

表紙

本店の所在の場所

事務連絡者氏名

事務連絡者氏名

届出の対象とした募集金額

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

第1 組織再編成（公開買付け）の概要

1 組織再編成の目的等

1．株式移転の目的及び理由

2．提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

提出会社の企業集団の概要

3 組織再編成に係る契約

1．株式移転計画の内容の概要

7 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

議決権の行使の方法について

2．組織再編成対象会社の新株予約権に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

8 組織再編成に関する手続

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

2．株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する

方法

株式について

新株予約権について

第2 統合財務情報

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第2 事業の状況

1 業績等の概要

2 生産、受注及び販売の状況

3 対処すべき課題

5 経営上の重要な契約等

7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

(2) 連結子会社の状況

2 主要な設備の状況

(2) 連結子会社の状況

3 設備の新設、除却等の計画

(2) 連結子会社の状況

第4 提出会社の状況

5 役員の状況

第5 経理の状況

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

四半期報告書又は半期報告書

臨時報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

(表紙)

(訂正前)

(提出書類)	有価証券届出書
(提出先)	関東財務局長
(提出日)	平成25年6月10日
(会社名)	株式会社ハーツユナイテッドグループ
(英訳名)	Hearts United Group Co.,Ltd.
(代表者の役職氏名)	代表取締役社長 CEO 宮澤 栄一
(本店の所在の場所)	東京都港区六本木六丁目10番1号 <u>(注)1</u>
(電話番号)	該当事項はありません。
(事務連絡者氏名)	株式会社デジタルハーツ <u>執行役員 財務経理本部長</u> 風間 啓哉
(最寄りの連絡場所)	株式会社デジタルハーツ 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
(電話番号)	03(3379)2053(代表)
(事務連絡者氏名)	株式会社デジタルハーツ <u>執行役員 財務経理本部長</u> 風間 啓哉
(届出の対象とした募集有価証券の種類)	株式
(届出の対象とした募集金額)	2,844,131,153円(注)2
(縦覧に供する場所)	該当事項はありません。

(注)1. 本届出書提出日現在において未確定のため、予定を記載しております。

2. 本届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社デジタルハーツの平成25年3月31日現在における株主資本の額(簿価)を記載しております。

(訂正後)

(提出書類)	有価証券届出書
(提出先)	関東財務局長
(提出日)	平成25年6月10日
(会社名)	株式会社ハーツユナイテッドグループ
(英訳名)	Hearts United Group Co.,Ltd.
(代表者の役職氏名)	代表取締役社長 CEO 宮澤 栄一
(本店の所在の場所)	東京都港区六本木六丁目10番1号
(電話番号)	該当事項はありません。
(事務連絡者氏名)	株式会社デジタルハーツ <u>取締役 財務経理本部長 兼 人事総務本部管掌</u> 風間 啓哉
(最寄りの連絡場所)	株式会社デジタルハーツ 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
(電話番号)	03(3379)2053(代表)
(事務連絡者氏名)	株式会社デジタルハーツ <u>取締役 財務経理本部長 兼 人事総務本部管掌</u> 風間 啓哉
(届出の対象とした募集有価証券の種類)	株式
(届出の対象とした募集金額)	2,844,131,153円(注)
(縦覧に供する場所)	該当事項はありません。

(注) 本届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社デジタルハーツの平成25年3月31日現在における株主資本の額(簿価)を記載しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	11,617,800株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 株式会社デジタルハーツ（以下「デジタルハーツ」といいます。）の発行済株式総数11,617,800株（平成25年3月31日時点）に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となる株式会社ハーツユニテッドグループ（以下「当社」といいます。）が交付する新株式数は変動することがあります。
2. 普通株式は、平成25年5月24日に開催されたデジタルハーツの取締役会の決議（株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議）及び平成25年6月27日開催予定のデジタルハーツの定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。
3. デジタルハーツは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定です。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	11,617,800株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 株式会社デジタルハーツ（以下「デジタルハーツ」といいます。）の発行済株式総数11,617,800株（平成25年3月31日時点）に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となる株式会社ハーツユニテッドグループ（以下「当社」といいます。）が交付する新株式数は変動することがあります。
2. 普通株式は、平成25年5月24日に開催されたデジタルハーツの取締役会の決議（株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議）及び平成25年6月27日開催のデジタルハーツの定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。
3. デジタルハーツは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定です。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

1. 株式移転の目的及び理由

（訂正前）

（前略）

なお、持株会社体制への移行は、平成25年6月27日開催予定のデジタルハーツ第12回定時株主総会において承認可決されることを前提としております。本株式移転により、デジタルハーツは当社の完全子会社となるため、同社株式は上場廃止となりますが、当社株式については、東京証券取引所市場第一部への新規上場を申請する予定です。上場日は東京証券取引所の審査によりますが、当社の設立登記日（株式移転効力発生日）である平成25年10月1日を予定しております。

（訂正後）

（前略）

なお、持株会社体制への移行は、平成25年6月27日開催のデジタルハーツ第12回定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、実行される予定です。本株式移転により、デジタルハーツは当社の完全子会社となるため、同社株式は上場廃止となりますが、当社株式については、東京証券取引所市場第一部への新規上場を申請する予定です。上場日は東京証券取引所の審査によりますが、当社の設立登記日（株式移転効力発生日）である平成25年10月1日を予定しております。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(訂正前)

(1) 商号	株式会社ハーツユナイテッドグループ (英文名 : Hearts United Group Co., Ltd.)		
(2) 所在地	東京都港区六本木六丁目10番1号(注)		
(3) 代表者及び役員 就任予定者	代表取締役社長 CEO	宮澤 栄一	現 デジタルハーツ 代表取締役社長 CEO
	取締役	松本 壮志	現 デジタルハーツ 経営戦略室長
	取締役	風間 啓哉	現 デジタルハーツ 執行役員 財務経理本 部長
	監査役	伊達 将英	現 デジタルハーツ 常勤監査役
	監査役(社外)	寺尾 幸治	現 デジタルハーツ 社外監査役
	監査役(社外)	高井 峰雄	現 デジタルハーツ 社外監査役
	監査役(社外)	二川 敏文	現 デジタルハーツ 社外監査役
(4) 主な事業の内容	子会社等の経営管理及びそれに付帯または関連する業務		
(5) 資本金	300,000,000円		
(6) 決算期	3月31日		
(7) 純資産	未定		
(8) 総資産	未定		

(注) 本届出書提出日現在において未確定のため、予定を記載しております。

(訂正後)

(1) 商号	株式会社ハーツユニテッドグループ (英文名 : Hearts United Group Co., Ltd.)		
(2) 所在地	東京都港区六本木六丁目10番1号		
(3) 代表者及び役員 就任予定者	代表取締役社長 CEO	宮澤 栄一	現 デジタルハーツ 代表取締役社長 CEO
	取締役	松本 壮志	現 デジタルハーツ 経営戦略室長
	取締役	風間 啓哉	現 デジタルハーツ 取締役 財務経理本部 長 兼 人事総務本部管掌
	監査役	伊達 将英	現 デジタルハーツ 常勤監査役
	監査役(社外)	寺尾 幸治	現 デジタルハーツ 社外監査役
	監査役(社外)	高井 峰雄	現 デジタルハーツ 社外監査役
	監査役(社外)	二川 敏文	現 デジタルハーツ 社外監査役
(4) 主な事業の内容	子会社等の経営管理及びそれに付帯または関連する業務		
(5) 資本金	300,000,000円		
(6) 決算期	3月31日		
(7) 純資産	未定		
(8) 総資産	未定		

提出会社の企業集団の概要

(訂正前)

当社とデジタルハーツの状況は、以下のとおりであります。

デジタルハーツは、平成25年6月27日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、平成25年10月1日(予定)を期日として、株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

(後略)

(訂正後)

当社とデジタルハーツの状況は、以下のとおりであります。

デジタルハーツは、平成25年6月27日開催の定時株主総会による承認に基づいて、平成25年10月1日(予定)を期日として、株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

(後略)

3【組織再編成に係る契約】

1．株式移転計画の内容の概要

（訂正前）

（前略）

本株式移転計画においては、平成25年6月27日開催予定のデジタルハーツの定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています（詳細につきましては、後記「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書(写)」のとおりであります。

（訂正後）

（前略）

本株式移転計画においては、平成25年6月27日開催のデジタルハーツの定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています（詳細につきましては、後記「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書(写)」のとおりであります。

7【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

（訂正前）

デジタルハーツの株主が、その有するデジタルハーツの普通株式につき、デジタルハーツに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年6月27日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をデジタルハーツに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、デジタルハーツが上記定時株主総会の決議の日（平成25年6月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

（訂正後）

デジタルハーツの株主が、その有するデジタルハーツの普通株式につき、デジタルハーツに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年6月27日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をデジタルハーツに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、デジタルハーツが上記定時株主総会の決議の日（平成25年6月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

（訂正前）

デジタルハーツの株主による議決権の行使の方法としては、平成25年6月27日開催予定のデジタルハーツの定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、デジタルハーツの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、デジタルハーツに提出する必要があります。）。また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、それらの場合には平成25年6月26日午後6時までに議決権を行使することが必要となります。

（後略）

（訂正後）

デジタルハーツの株主による議決権の行使の方法としては、平成25年6月27日開催のデジタルハーツの定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、デジタルハーツの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、デジタルハーツに提出する必要があります。）。また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、それらの場合には平成25年6月26日午後6時までに議決権を行使することが必要となります。

（後略）

2. 組織再編成対象会社の新株予約権に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

（訂正前）

デジタルハーツの新株予約権者が、その有するデジタルハーツの新株予約権につき、デジタルハーツに対して会社法第808条の定める新株予約権買取請求権を行使するためには、平成25年6月27日開催予定の定時株主総会の決議の日（平成25年6月27日）から2週間以内の会社法第808条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにして行う必要があります。

（訂正後）

デジタルハーツの新株予約権者が、その有するデジタルハーツの新株予約権につき、デジタルハーツに対して会社法第808条の定める新株予約権買取請求権を行使するためには、平成25年6月27日開催の定時株主総会の決議の日（平成25年6月27日）から2週間以内の会社法第808条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにして行う必要があります。

8【組織再編成に関する手続】

（訂正前）

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容を記載した書面を、デジタルハーツの本店において平成25年6月11日よりそれぞれ備え置く予定であります。

の書類は、平成25年5月24日開催のデジタルハーツの取締役会において承認された株式移転計画です。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、本株式移転に際してデジタルハーツの新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権に代えて交付する当社の新株予約権の内容及びその数又はその算定方法が相当であることを説明したものです。の書類は、デジタルハーツの平成25年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、デジタルハーツの営業時間内にデジタルハーツの本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記乃至に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に係る手続きの方法及び日程

定時株主総会基準日	平成25年3月31日（日）
株式移転計画承認取締役会	平成25年5月24日（金）
株式移転計画承認定時株主総会	平成25年6月27日（木）（予定）
デジタルハーツ上場廃止日	平成25年9月26日（木）（予定）
当社設立登記日（株式移転効力発生日）	平成25年10月1日（火）（予定）
当社上場日	平成25年10月1日（火）（予定）

但し、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
株式について

デジタルハーツの株主が、その有するデジタルハーツの普通株式につき、デジタルハーツに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年6月27日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をデジタルハーツに通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、デジタルハーツが、上記定時株主総会の決議の日（平成25年6月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新株予約権について

デジタルハーツの新株予約権者が、その有するデジタルハーツの新株予約権につき、デジタルハーツに対して会社法第808条の定める新株予約権買取請求権を行使するためには、平成25年6月27日開催予定の定時株主総会の決議の日（平成25年6月27日）から2週間以内の会社法第808条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにして行う必要があります。

（訂正後）

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容を記載した書面を、デジタルハーツの本店において平成25年6月11日よりそれぞれ備え置いております。

の書類は、平成25年5月24日開催のデジタルハーツの取締役会において承認された株式移転計画です。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、本株式移転に際してデジタルハーツの新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権に代えて交付する当社の新株予約権の内容及びその数又はその算定方法が相当であることを説明したものです。の書類は、デジタルハーツの平成25年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、デジタルハーツの営業時間内にデジタルハーツの本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記乃至に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に係る手続きの方法及び日程

定時株主総会基準日	平成25年3月31日（日）
株式移転計画承認取締役会	平成25年5月24日（金）
株式移転計画承認定時株主総会	平成25年6月27日（木）
デジタルハーツ上場廃止日	平成25年9月26日（木）（予定）
当社設立登記日（株式移転効力発生日）	平成25年10月1日（火）（予定）
当社上場日	平成25年10月1日（火）（予定）

但し、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
株式について

デジタルハーツの株主が、その有するデジタルハーツの普通株式につき、デジタルハーツに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年6月27日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をデジタルハーツに通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、デジタルハーツが、上記定時株主総会の決議の日（平成25年6月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新株予約権について

デジタルハーツの新株予約権者が、その有するデジタルハーツの新株予約権につき、デジタルハーツに対して会社法第808条の定める新株予約権買取請求権を行使するためには、平成25年6月27日開催の定時株主総会の決議の日（平成25年6月27日）から2週間以内の会社法第808条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにして行う必要があります。

第2【統合財務情報】

(訂正前)

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社であるデジタルハーツの最近連結会計年度の主要な経営指標は以下のとおりです。これらデジタルハーツの経営指標は、当社の経営指標に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次		第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期 (参考)
決算年月		平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月
売上高	千円	2,372,454	3,378,382	3,416,326	3,957,718	5,386,259	6,885,950
経常利益	"	319,384	643,907	526,164	495,133	806,903	996,503
当期純利益	"	169,605	347,822	306,319	278,626	440,771	579,513
包括利益	"	-	-	-	-	434,389	610,825
純資産額	"	973,549	1,321,017	1,598,786	1,848,216	2,266,492	2,786,968
総資産額	"	1,410,859	1,868,608	1,949,842	2,343,073	3,159,896	4,861,199
1株当たり純資産額	円	50,692.49	22,894.98	27,671.68	31,929.10	193.37	237.12
1株当たり当期純利益金額	"	9,942.30	6,035.86	5,303.32	4,820.11	38.04	49.95
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	"	9,560.64	5,828.90	5,132.10	4,669.61	36.93	48.55
自己資本比率	%	69.0	70.7	82.0	78.9	71.0	56.7
自己資本利益率	"	25.2	30.3	21.0	16.2	21.6	23.2
株価収益率	倍	30.6	27.5	28.4	33.5	21.7	17.4
営業活動によるキャッシュ・フロー	千円	190,974	466,101	124,395	307,799	705,192	330,662
投資活動によるキャッシュ・フロー	"	263,175	120,106	140,080	92,944	138,215	649,537
財務活動によるキャッシュ・フロー	"	424,099	49,775	28,387	28,613	20,550	893,633
現金及び現金同等物の期末残高	"	616,754	912,810	868,569	1,054,725	1,597,677	2,184,673
従業員数〔ほか、平均臨時雇用人員〕	名	105 〔488〕	135 〔692〕	153 〔709〕	151 〔883〕	176 〔1,270〕	216 〔1,492〕

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第11期より連結財務諸表を作成しているため、第10期以前については個別財務諸表数値を記載しております。

3. 平成20年10月1日付けで普通株式1株につき3株の株式分割を実施しております。

4. 平成24年7月1日付けで普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、平成24年10月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第11期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

5. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員(常用のアルバイト及び派遣社員を含む)の年間平均雇用人員であります。

6. 第12期については、会計監査人の「監査報告書」を受領しておりません。

(訂正後)

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社であるデジタルハーツの最近連結会計年度の主要な経営指標は以下のとおりです。これらデジタルハーツの経営指標は、当社の経営指標に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移
連結経営指標等

回次		第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月		平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月
売上高	千円	2,372,454	3,378,382	3,416,326	3,957,718	5,386,259	6,885,950
経常利益	"	319,384	643,907	526,164	495,133	806,903	996,503
当期純利益	"	169,605	347,822	306,319	278,626	440,771	579,513
包括利益	"	-	-	-	-	434,389	610,825
純資産額	"	973,549	1,321,017	1,598,786	1,848,216	2,266,492	2,786,968
総資産額	"	1,410,859	1,868,608	1,949,842	2,343,073	3,159,896	4,861,199
1株当たり純資産額	円	50,692.49	22,894.98	27,671.68	31,929.10	193.37	237.12
1株当たり当期純利益金額	"	9,942.30	6,035.86	5,303.32	4,820.11	38.04	49.95
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	"	9,560.64	5,828.90	5,132.10	4,669.61	36.93	48.55
自己資本比率	%	69.0	70.7	82.0	78.9	71.0	56.7
自己資本利益率	"	25.2	30.3	21.0	16.2	21.6	23.2
株価収益率	倍	30.6	27.5	28.4	33.5	21.7	17.4
営業活動によるキャッシュ・フロー	千円	190,974	466,101	124,395	307,799	705,192	330,662
投資活動によるキャッシュ・フロー	"	263,175	120,106	140,080	92,944	138,215	649,537
財務活動によるキャッシュ・フロー	"	424,099	49,775	28,387	28,613	20,550	893,633
現金及び現金同等物の期末残高	"	616,754	912,810	868,569	1,054,725	1,597,677	2,184,673
従業員数〔ほか、平均臨時雇 用人員〕	名	105 〔488〕	135 〔692〕	153 〔709〕	151 〔883〕	176 〔1,270〕	216 〔1,492〕

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第11期より連結財務諸表を作成しているため、第10期以前については個別財務諸表数値を記載しております。

3. 平成20年10月1日付けで普通株式1株につき3株の株式分割を実施しております。

4. 平成24年7月1日付けで普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、平成24年10月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第11期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

5. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員(常用のアルバイト及び派遣社員を含む)の年間平均雇用人員であります。

6. 第12期については、平成25年6月27日付けで会計監査人の「監査報告書」を受領しております。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

2【沿革】

(訂正前)

平成25年5月24日 デジタルハーツの取締役会において、デジタルハーツの単独株式移転による持株会社「株式会社ハーツユニテッドグループ」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

平成25年6月27日 デジタルハーツの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、デジタルハーツがその完全子会社となることについて決議(予定)

平成25年10月1日 デジタルハーツが株式移転の方法により当社を設立(予定)
当社普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場(予定)

なお、デジタルハーツの沿革につきましては、デジタルハーツの有価証券報告書(平成24年6月26日提出)をご参照ください。

(訂正後)

平成25年5月24日 デジタルハーツの取締役会において、デジタルハーツの単独株式移転による持株会社「株式会社ハーツユニテッドグループ」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

平成25年6月27日 デジタルハーツの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、デジタルハーツがその完全子会社となることについて決議

平成25年10月1日 デジタルハーツが株式移転の方法により当社を設立(予定)
当社普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場(予定)

なお、デジタルハーツの沿革につきましては、デジタルハーツの有価証券報告書(平成25年6月27日提出)をご参照ください。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(訂正前)

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるデジタルハーツの業績等の概要については、同社の有価証券報告書(平成24年6月26日提出)及び四半期報告書(平成24年8月14日、平成24年11月12日及び平成25年2月12日提出)をご参照下さい。

(訂正後)

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるデジタルハーツの業績等の概要については、同社の有価証券報告書(平成25年6月27日提出)をご参照下さい。

2【生産、受注及び販売の状況】

(訂正前)

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるデジタルハーツの生産、受注及び販売の状況については、同社の有価証券報告書(平成24年6月26日提出)及び四半期報告書(平成24年8月14日、平成24年11月12日及び平成25年2月12日提出)をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるデジタルハーツの生産、受注及び販売の状況については、同社の有価証券報告書（平成25年6月27日提出）をご参照下さい。

3【対処すべき課題】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるデジタルハーツの対処すべき課題については、同社の有価証券報告書（平成24年6月26日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるデジタルハーツの対処すべき課題については、同社の有価証券報告書（平成25年6月27日提出）をご参照下さい。

5【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるデジタルハーツの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書（平成24年6月26日提出）及び四半期報告書（平成24年8月14日、平成24年11月12日及び平成25年2月12日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるデジタルハーツの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書（平成25年6月27日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（訂正前）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるデジタルハーツの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、デジタルハーツの有価証券報告書（平成24年6月26日提出）及び四半期報告書（平成24年8月14日、平成24年11月12日及び平成25年2月12日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるデジタルハーツの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、デジタルハーツの有価証券報告書（平成25年6月27日提出）をご参照下さい。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

（訂正前）

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるデジタルハーツの設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書（平成24年6月26日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるデジタルハーツの設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書（平成25年6月27日提出）をご参照下さい。

2【主要な設備の状況】

（訂正前）

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるデジタルハーツの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書（平成24年6月26日提出）及び四半期報告書（平成24年8月14日、平成24年11月12日及び平成25年2月12日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるデジタルハーツの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書（平成25年6月27日提出）をご参照下さい。

3【設備の新設、除却等の計画】

（訂正前）

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるデジタルハーツの設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書（平成24年6月26日提出）及び四半期報告書（平成24年8月14日、平成24年11月12日及び平成25年2月12日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるデジタルハーツの設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書（平成25年6月27日提出）をご参照下さい。

第4【提出会社の状況】

5【役員の状況】

(訂正前)

就任予定の当社の役員の状況は、次のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するデジタルハーツの株式数 (2) 割当てられる当社の株式数
(前略)						
取締役		風間 啓哉	昭和50年9月24日	平成13年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 平成17年6月 公認会計士登録(現任) 平成19年7月 小谷野公認会計士事務所 入所 平成22年4月 税理士登録(現任) 株式会社デジタルハーツ 入社 平成22年11月 同社 管理本部 副本部長 平成23年4月 同社 管理本部長 平成24年4月 同社 執行役員 財務経理本部長(現任)	(注)2	(1) - 株 (2) - 株
(中略)						

(注) 1. 監査役寺尾幸治、高井峰雄及び二川敏文は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」であります。

2. 取締役の任期は、当社の設立日である平成25年10月1日から平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3. 監査役の任期は、当社の設立日である平成25年10月1日から平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(訂正後)

就任予定の当社の役員の状況は、次のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するデジタルハーツの株式数 (2) 割当てられる当社の株式数	
(前略)							
取締役		風間 啓哉	昭和50年9月24日	同社 執行役員 財務経理本部長 平成17年6月 平成19年7月 平成22年4月 平成22年11月 平成23年4月 平成24年4月 平成25年6月	同社 執行役員 財務経理本部長 公認会計士登録(現任) 小谷野公認会計士事務所 入所 税理士登録(現任) 株式会社デジタルハーツ 入社 同社 管理本部 副本部長 同社 管理本部長 同社 執行役員 財務経理本部長 同社 取締役 財務経理本部長 兼 人事総務本部 管掌 (現任)	(注)2	(1) - 株 (2) - 株
(中略)							

(注) 1. 監査役寺尾幸治、高井峰雄及び二川敏文は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」であります。

2. 取締役の任期は、当社の設立日である平成25年10月1日から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3. 監査役の任期は、当社の設立日である平成25年10月1日から平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

第5【経理の状況】

(訂正前)

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるデジタルハーツの経理の状況については、同社の有価証券報告書(平成24年6月26日提出)及び四半期報告書(平成24年8月14日、平成24年11月12日及び平成25年2月12日提出)をご参照下さい。

(訂正後)

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるデジタルハーツの経理の状況については、同社の有価証券報告書(平成25年6月27日提出)をご参照下さい。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

（訂正前）

（1）【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度「第11期」（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）平成24年6月26日関東財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度「第12期 第1四半期」（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）平成24年8月14日関東財務局長に提出。

事業年度「第12期 第2四半期」（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）平成24年11月12日関東財務局長に提出。

事業年度「第12期 第3四半期」（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）平成25年2月12日関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成25年6月10日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

イ．金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成24年6月27日関東財務局長に提出。

ロ．金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき、平成24年11月21日関東財務局長に提出。

ハ．金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、平成24年11月30日関東財務局長に提出。

ニ．金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、平成25年5月27日関東財務局長に提出。

（訂正後）

（1）【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度「第12期」（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）平成25年6月27日関東財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

【臨時報告書】

該当事項はありません。